

## 令和5年度第3回 さいたま市文化財保護審議会 議事録

1 日 時 令和6年3月26日（火） 14時00分から16時00分まで

2 場 所 さいたま市役所第二別館2階教育委員会室

3 出席者名

### 【委員】

| 所 属 等              | 分 野      | 氏 名    | 役 職 |
|--------------------|----------|--------|-----|
| 埼玉県立近代美術館主任専門員兼学芸員 | 絵画       | 大越 久子  |     |
| 目白大学講師             | 天然記念物    | 小茂田 美保 |     |
| 日本考古学会協会会員         | 考古・史跡    | 笹森 紀己子 |     |
| 元埼玉県立文書館副館長        | 古文書・歴史資料 | 重田 正夫  |     |
| 埼玉大学准教授            | 歴史資料     | 清水 亮   |     |
| 元埼玉県立民俗文化センター所長    | 彫刻・工芸品   | 内藤 勝雄  | 会長  |
| 女子美術大学染織文化資源研究所研究員 | 保存修復     | 長井 まみ  |     |
| 元埼玉県立高校教諭          | 天然記念物    | 成谷 俊明  |     |
| 元埼玉県立文書館司書主幹       | 古文書      | 原 由美子  | 副会長 |
| 國學院大學教授            | 無形・民俗    | 茂木 栄   |     |
| 日本大学教授             | 考古・史跡    | 山本 孝文  |     |
| 芝浦工業大学名誉教授         | 建造物      | 渡辺 洋子  |     |

### 【事務局】

| 所 属 名         | 職 名  | 氏 名   |
|---------------|------|-------|
| 生涯学習部         | 部長   | 辻 美由紀 |
| 文化財保護課        | 課長   | 柴田 崇  |
| 文化財保護課        | 課長補佐 | 澤柳 秀実 |
| 文化財保護課 文化財保護係 | 係長   | 磨田 顕寛 |
| 文化財保護課 埋蔵文化財係 | 係長   | 吉岡 卓真 |
| 文化財保護課 文化財保護係 | 主任   | 菊地 慶徳 |
| 文化財保護課 文化財保護係 | 主事   | 渡辺 竜行 |

4 欠席者名

### 【委員】

| 所 属 名      | 分 野   | 氏 名    |
|------------|-------|--------|
| 立教大学名誉教授   | 歴史資料  | 老川 慶喜  |
| 日本工業大学名誉教授 | 建造物   | 波多野 純  |
| 日本民俗学会評議員  | 無形・民俗 | 三田村 佳子 |

## 5 議 事

### (1) 報告事項

第1号 令和5年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 令和5年度指定文化財にかかわる申請書届出受理

第3号 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」  
管理業務実施報告

第4号 さいたま市文化財保存活用地域計画について

6 公開・非公開の別 公開

7 傍聴人の数 0人

8 協議内容 下記のとおり

## 記

### (1) 報告事項

第1号 令和5年度文化財保護及び保存事業の概要について

第2号 令和5年度指定文化財にかかわる申請書届出受理

第3号 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」  
管理業務実施報告

第4号 さいたま市文化財保存活用地域計画について

- ・第1号を報告 資料「議事（1）報告事項 ア 第1号」のとおり
- ・第2号を報告 資料「議事（1）報告事項 イ 第2号」のとおり
- ・第3号を報告 資料「議事（1）報告事項 ウ 第3号」のとおり
- ・第4号を報告 説明資料「さいたま市文化財保存活用地域計画について」及び「さいたま市文化財保存活用地域計画 Ver4.00」（以下「素案」という。）の  
とおり

- ・各号について事務局に対し以下のような意見等があった。

(事務局)

今年度事業の報告事項について、簡単に説明する。

【第1号について市文化財新指定、見沼通船堀再整備事業進捗、埋蔵文化財普及啓発実績、第2号について6月集中豪雨での建物浸水に伴い増加したき損届、第3号についてサクラソウの株数減少傾向・対策等、第4号について説明資料「さいたま市文化財保存活用地域計画について」に沿う形で素案を、事務局より説明】

(清水委員)

素案13ページの図について、「歴史文化」と「歴史文化遺産」の間の線を実線ではなく点線にすることを提案する。理由としては、歴史文化遺産の定義や基準が明確にあるわけではないなかで、今後「歴史文化」から「歴史文化遺産」に移るものの可能性を考慮して点線にしておくのが望ましいと考えるからである。

また、素案74ページの「歴史文化遺産」の説明について、文化庁の指摘を受けて、さいたま市での「歴史文化遺産」の言葉の使い方は「文化財指定・登録のない歴史文化遺産」という趣旨であると追記した表現になっているということか。

(事務局)

素案74ページについては、さいたま市として本計画が文化財指定・登録のない範囲まで含むものとなるなかで、「歴史文化遺産」という言葉を「文化財指定・登録のない」という表現として用いるべく独自に補足しているものである。今後、本文でなく「[歴史文化遺産]」の小見出しに直接括弧書きで補足を入れる予定である。

(清水委員)

承知した。

次に、素案126ページについて、歴史文化遺産の総合的な保存と活用ということで文化財保存活用区域として5地区設定とあるが、特出しについては文化庁の要請があったのか。

前回審議会の論点再整理になるが、特出しするとそれ以外の傾向の漏れにつながらないか。

(事務局)

特出しをしてもよいということで必須ではない。

素案126ページの第7章に先立つ第6章が全体に関わる位置づけであり全部が含まれ、第7章はそこから特出しで違った視点で見なければという位置づけになっている。

(清水委員)

その位置づけは読み取りづらいかもしれない。5 地区が増えていくことを考えていいのであれば、例えば、これらの地区は必ずしも 5 つに固定されたものでなく、今後の歴史文化遺産の掘り起こし等によって追加あるいは重層的に設定し、地域を加えていく余地がある、という旨追記することで柔軟性を担保できるのではないか。歴史文化遺産を、さいたま市に関わる全ての人々の取り組みによって見つけ出されゆく可変的なものだと思えるならば、本計画の中に歴史文化遺産の申請等についても盛り込む等の検討も必要ではないか。

(事務局)

地区が増えることは考えられる。

(茂木委員)

本計画はどのような人が見ることができるのか。購入もできるのか。

(事務局)

販売は想定していないが、さいたま市民も市民以外の方も目にできるように、冊子として公共施設等に配架されるとともに、ホームページでも公開される。

(茂木委員)

第 9 章まで文化庁からの章立ての要請に応じて作成されていると思うが、序章に対応する形で終章を設け最後をまとめられないか。

(事務局)

見直しに向けて検討していきたい。

(清水委員)

素案 6 ページの序章に「文化財は、地域の歴史や文化の理解に不可欠」と書かれているが、地域というものが可変的である中で、さいたま市はどのような地域か定義されているか。

(事務局)

第 2 章の文化財や歴史文化遺産を踏まえ第 3 章でさいたま市の特性という形で整理している。また、第 1 章で行政上の形としてさいたま市がどのように成ってきたかまとめている。

(清水委員)

それはさいたま市の特性であり行政上の区域であるが、行政上の区域と地域を無前提で同一視して話を進めると、「さいたま市の文化財、歴史文化遺産」の輪郭がぼやけてしまうのではないか。

(渡辺委員)

素案 22 ページに市域の変遷について記載されていて、明治 25 年の編成を経て、つまり近代以降に今のさいたま市が地域として形作られていったことが記載されていると思うが、このような記載では不十分ということか。

(清水委員)

繰り返しになるが、近代以降の行政区域と地域を同一視していいか、ということです。

(重田委員)

歴史の方では行政区域と地域という概念は異なっている。その位置づけが必要なのではないかと思う。

また、5 地区設定が固定化されて観光案内のような位置づけにならないように、本計画が謳うようにさいたま市民が文化財を大切にできるようモデルコースを提示する素案であるという位置づけにできればよいのではないかと思う。

(事務局)

行政区域と地域の考え方については承知したうえで、本計画は市の単位で作成することになる。

5 地区については本計画に続く今後の計画の中で変更や増加の可能性はある。

(渡辺委員)

市域の変遷の末に形成された行政区域を地域として本計画を進めていく旨を記載できればよいのではないかと思う。今のさいたま市になってから百数十年経過する中で、ただの行政区域でなく、学校や公民館等の単位に基づきながら生活が成り立っていてもいて、それを踏まえ素案 22 ページの市域の変遷の記載はよいのではないかと思う。素案の記載に追加ということであれば、この場で追加記載の定義等できればよいのではないかと思う。

(清水委員)

例えば、本市域は古代より中世においては足立郡域の政治的な中心部であり、地理的には荒川と元荒川に挟まれ、近世に入ってから岩槻城領を除いて中山道を通る主に事実上の幕領として機能しており、近代以降は素案 22 ページ以降の市域の変遷の記載を生かして、さいたま市の土台となる 4 市を中心とした地域ができあがっていった旨を、素案 6 ページの序章の第 3 段落と第 4 段落の間に次のような記載を入れたうえで、それ以降は「本市」という記載で統一すると、地域という言葉とさいたま市のつながりを作れるのではないかと思う。

(茂木委員)

清水委員の意見は整理されていて素晴らしいと思うと同時に、この文化財保存活用地域計画の推進は文化庁が進めていることなので、さいたま市の本計画の話というだけでなく、行政区域と歴史的な経緯を含んだ地域と呼ばれるものをどう捉えて足並みを揃えていくか指針を示してもらうよう、さいたま市から文化庁に提案できるとよいのではないかと思います。

(事務局)

文化庁に確認のうえ、行政区域と地域についての記載を追加できるよう検討する。

(内藤会長)

素案 173 ページの図でさいたま市の部分に文化財保護課のもと博物館や美術館、市長部局があるが、少なくとも博物館相当施設とは連絡協議会等を作成し連絡・調整を行うべきではないかと思う。

また、博物館には旧大宮の博物館もあったと思うので追記が必要と思う。

(事務局)

本計画を策定するにあたり、盆栽美術館と連絡・調整を行っている。素案 173 ページに盆栽美術館と岩槻人形博物館を追記する。

博物館は大宮の市立博物館を中心に浦和博物館や旧坂東家住宅くらしっく館等があり、それらを博物館と総称している。

(重田委員)

素案 58 ページの近世の記載は途中で終わっているような余白になっているので追記を希望する。

また、素案 53 ページ以降の近世（江戸時代）の記載について、「① 近世初頭の社会整備」、「② 地域の開発と賑わいの創出」、「③ 江戸時代後期の諸相」とあるが、小見出しの言葉の並びがバラバラな感じがするので、整理を希望する。

さらに、素案 54 ページについて、近世中期以降 2 万石程度である岩槻藩の歴代藩主の表があまりに大きいと思われるので、近世史の持っているさいたま市の歴史観が現れるような表記にしてほしい。

(事務局)

素案 58 ページの余白については、文化庁からも政令市に相応しい記載量とするようにとの指摘、近代や近世にお祭りの起源等を入れられないかとの指摘、本計画は学術書ではないので定説的な内容は言い切る表現とするようにとの指摘を受けており、素案 58 ページ

を含め歴史的な部分についての記載は最初の素案と比べると倍程度になっており、増えている途中である。

岩槻藩歴代藩主の表については、文字で記載して長くなることを避けて表としているが、表自体を簡略化できるか検討する。

（重田委員）

さいたま市の近世において岩槻藩の存在をどう位置づけるかを考えた時に、街道が1つのポイントになっていて、岩槻が中山道と日光街道の両方を抑えられる要所になっていたことから高力が岩槻に陣取っていたが、高力の後は戦国体制の様相が変わっていき、それに伴い岩槻藩の位置づけも変わっていったため、その観点でも素案54ページの岩槻藩歴代藩主の表には違和感がある。

また、素案82ページの歴史文化遺産としての美術工芸品（古文書）の記載の中で、永田家文書だけ大きく取り扱われているが、未指定の文化財は多くあることが伝わるような表現を希望する。

さらに、さいたま市は全国からの移住者が多く、移住者が持っている知られざる古文書等も残っていると思われるので、そのようなさいたま市の特性も追記してもらえると、未指定文化財の記載の厚みも出てくるのではないかな。

（笹森委員）

重田委員が小見出しの整合性を取り上げたことで気付いたが、素案45ページ以降の小見出し「旧石器時代」、「縄文時代」、「弥生時代」、「古代（古墳～平安時代）」という並びはおかしいので、「原始」、「古代」、「中世」という並びの中で、「原始」の中に「旧石器時代」、「縄文時代」、「弥生時代」という形にして整合性を図る必要があると思う。

（山本委員）

章立て等体裁について、文化庁のガイドラインに沿うところかと思うが、第3章と第5章の内容が少なく、統合した方がよいのではないかなと思う。

（事務局）

現在公開されている多自治体の文化財保存活用地域計画でも第5章は短くなっている。

（山本委員）

章立て等体裁自体にテコ入れできることがあればと思う。

また、素案14ページの計画期間について、本文の「令和6年度（2024）～13年度（2031）」は「～12年度（2030）」ではないかな。

(事務局)

修正する。

(原委員)

素案の中で「年度」と「年」の表記が混在しているので、統一した方がよいのではないかと思います。

(事務局)

承知した。

(内藤会長)

この審議会での意見の反映はどうなるのか。

(事務局)

4 月半ば頃までに修正等相談してもらえれば、6 月議会報告に向けて反映を検討できるかと思う。

(内藤会長)

素案の背表紙に冊子の 1 部当たりの印刷費用と、この印刷費用が本計画策定業務のうち印刷に要した費用である旨記載があるが、それであれば審議委員には素案を印刷して配布することを希望する。

(事務局)

可能な限り配布する。

(大越委員)

素案を読んで、宿題・積み残しがこれだけ多い報告書は見たことがなく、今後もそれらが増えていくと想定され、文化財保護課の手に余ると思っている。本計画が完成すると、文化庁からの補助や市の予算等は大きく見直されると期待してよいのか。

(事務局)

文化庁からの補助の増額は期待できない。というのも、文化庁からの補助は国の指定文化財についてのみ対象で、さいたま市には国の指定文化財は該当するものがほとんどないので上乗せは期待できない。

ただ、総務省の補助金もあるので、文化財保護課単独では手続きできないが、複数課・団体等で連携して考えていきたい。

素案の宿題・積み残しについては、課題が多いことは認識しているが、本計画の位置づけとして、これまでなかなかできてこなかった課題の洗い出し、整理のうえで、本計画と後続の第2次計画で具体的な文化財の活用に向けた動きにつなげられるよう、進めていきたい。

これをもって審議を終了した。

以上